

9月に標準報酬月額の時決定が行われます

→ **経理 担当**
☎06-6941-2857

給与から控除される掛金や、年金・短期給付などの額を計算する際の基準額として用いられる「標準報酬月額」は、4月から6月までの3か月の報酬の平均により決定します。この決定のことを、毎年9月に定期的実施することから「時決定」といいます。

「時決定」により決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月までの適用になります（10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます）。

●時決定の対象となる方

毎年7月1日に組合員である方（休業、休職中の方を含みます。）

ただし、次の方は、その年の時決定を行いません。

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定が実施された方

●算定方法

4月、5月、6月の3か月間に支給された報酬（※）の総額をその月数で除して得た額を「報酬月額」とし、この額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬月額を決定します。

時決定の例

		4月の報酬	5月の報酬	6月の報酬	報酬月額
合計		380,000	360,000	295,000	345,000円
内訳	基本給	280,000	280,000	280,000	標準報酬等級表に当てはめる ↓ 標準報酬月額 340,000円
	扶養手当	10,000	10,000	10,000	
	通勤手当	2,000	2,000	2,000	
	時間外				
	勤務手当	88,000	68,000	3,000	

【参考】 標準報酬等級表（抜粋）

等級			報酬月額	標準報酬の月額
短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険		
—	—	第1級	93,000円未満	88,000円
第1級	第1級	第2級	93,000円以上 101,000円未満	98,000円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
第19級	第19級	第20級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円
第20級	第20級	第21級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円
第21級	第21級	第22級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円

（※）

- ・算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など労働の対償として受けるすべてのものになります。
- ・通勤手当が複数月分まとめて支給される場合は、1か月あたりの額に換算してそれぞれの月に加算します。
- ・3月の勤務実績に基づく諸手当が4月に支給されている場合は4月の報酬に含まれます。

